

総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)12月23日

宇部市議会議長 山下節子様

総務財政委員長 城美 暁

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第100号	宇部市支所設置条例中一部改正の件	原案可決	合併から二十年が経過し、行政サービスの均一化も図れたことから、北部総合支所を市長部局と統合することでより効果的に施策を推進できるよう組織を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第101号	宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件	原案可決	国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するものであり、妥当なものと認めた。
議案第102号	宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件	原案可決	国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第103号	宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件	原案可決	地方税法の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第104号	宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件	原案可決	地方税法の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 第 1 1 9 号	宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原 案 可 決	職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものであり、妥当なものと認めた。
議 第 1 2 0 号	宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原 案 可 決	一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。